

## 8.報告事項

### ～福津市児童家庭相談の現状と取組について～

#### 【現状】

福津市（令和8年3月31日現在）

人口 69,528 人 18歳未満人口 14,209 人 18歳未満人口比率 20.43%

≪福津市における要保護・要支援児童・特定妊婦数(令和7年度)≫

○要保護児童 39名(18歳未満人口の0.27%)

(福間中校区：14名 福間東中校区：17名 津屋崎中校区：8名)

○要支援児童 427名(18歳未満人口の3%)

(福間中校区：220名 福間東中校区：86名 津屋崎中校区：121名)

○特定妊婦 38名

特定妊婦について補足です。判定については、まず、母子手帳交付時の聞き取りで得た情報を基に、子育て世代包括支援課がチェックシートを用いて「支援が必要な妊婦」のスクリーニングを行っています。「支援が必要な妊婦」のうち、特定の項目にチェックがついた妊婦については、こども課と子育て世代包括支援課が合同で開催する「こども包括会議」において、特定妊婦として受理するかどうかを個別に判定しています。特定妊婦に該当した場合はこども課と子育て世代包括支援課が連携して支援を行います。特定妊婦に該当しなかった妊婦は、支援が必要な妊婦として引き続き子育て世代包括支援課が支援していきます。

※要保護児童：児童福祉法第6条の3第8項

保護者のない児童又は、保護者に監護させることが不相当であると認められる児童

要支援児童：児童福祉法第6条の3第5項

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童(第8項に定める要保護児童に該当するものを除く)

特定妊婦：児童福祉法第6条の3第5項

出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

市町村子ども家庭支援指針

「若年(10代)」、「精神科受診歴」、「予期しない妊娠/計画していない妊娠」、「被虐待歴」、「経済的困窮」、「DVを受けている」など、複数のリスク因子が複雑に絡み合い、出産後の養育が極めて困難となることが妊娠中から見込まれている妊婦

#### 《児童虐待について(令和7年度)》

○児童虐待相談件数 440件(前年比114.5%)

うち	身体的虐待	114件
	心理的虐待	234件
	性的虐待	8件
	ネグレクト	84件

→昨年より、60件ほど増えています。性的虐待のみ減少し、性的虐待以外の虐待が全て増加しました。昨年同様夫婦喧嘩による面前DVの通告や、親の精神疾患や児童の発達障害等で虐待になるケースが多くみられます。通告の相談経路は「学校」が最も多く、次いで子育て世代包括支援課などの「保健センター」、その次に「警察」となっています。

#### 【取組み】

##### 《こども家庭センターについて》

令和6年4月より、こども家庭センターとして全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、児童福祉と母子保健が一体的に相談支援を行っています。また、統括支援員を中心に定期的にこども包括会議を開催し、支援が必要な妊産婦、子育て世帯、こどもについての情報共有や対応方針の検討を行っています。乳幼児健診未受診やこどもに会えない状態が続く場合についても、こどもの安全確認や支援が必要な家庭への働きかけができるよう、引き続き取り組んでいきます。

##### 《宗像児童相談所との連携について》

虐待通告の際に「緊急度アセスメントシート」を活用し、宗像児童相談所へ送致すべきか迅速に判断し情報共有を行っています。また、一時保護が解除された児童などの家庭復帰、復帰後の支援について、今後もより良い支援が行えるように連携を密に図っていきます。

##### 《学校との連携について》

学齢期の相談に関して、いじめ・不登校相談は市教育委員会内の教育相談やスクールソーシャルワーカー等が対応していますが、その中に潜むDVや虐待事案を発見した場合にはその都度連携しながら支援を行っています。また、こどもの特性や家庭環境に起因すると考えられる問題行動などにも、教育委員会・学校と連携しながら支援しています。

令和8年度も、定期的で開催される学校主催の関係機関連携会議に出席し、支援が必要なこどもや家庭の情報共有に取り組んでまいります。

##### 《関係機関との連携について》

11月の児童虐待防止推進月間に、JRの2駅で虐待防止呼びかけ運動を主任児童委員・青少年指導員等と協働で行いました。児童虐待防止推進月間では市内公共施設、小中学校、幼稚園・保育園、学童保育所、医療機関など様々な機関にポスター掲示やチラシの設置等のご協力をいただきました。今後も虐待防止の啓発活動等を通して、様々な機関との連携を深め

ていきたいと考えています。

#### 《研修の実施》

令和7年度は8月と11月に要保護児童対策地域協議会実務者研修を行いました。

8月は、福岡女学院看護大学の仲道先生に講師を依頼し、「発達障害のある子どもの特性の理解と対応について」というテーマでご講演いただきました。

11月は福岡女学院看護大学の渡辺先生を講師にお迎えして、「連携でつむぐ子どもの未来～虐待対応におけるそれぞれの役割とチームビルディング～」というテーマでご講演いただきました。

各研修には、市内小中学校の先生やスクールソーシャルワーカー、指導主事、主任児童委員が参加し、支援を必要とする児童、家庭に対してのアプローチや関係機関の連携について理解を深めることができました。